

## 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）支援の拠点として、総合的に障がい者支援を行う公的窓口です（障害者総合支援法第77条の2第2項）。保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等が相互に連携して業務を行っています。設置方式は、直営型と委託型があります。

消費者被害と関係のある業務は、権利擁護・虐待防止（消費者被害に関する支援が含まれる。<sup>\*3</sup>）に関する業務です。

## 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき、各都道府県、市町村に設置されています。各地域において、福祉の向上を目指した様々な活動の拠点としての役割を担っています。

例えば、都道府県社会福祉協議会では、認知症や知的障がい、精神障がい等によって御自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」を市区町村社会福祉協議会と連携して実施しています。また、経済的な支援を必要とする方々には、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けています。

指定都市では、指定都市社会福祉協議会が市内の区社会福祉協議会と連携を図りつつ、都道府県社会福祉協議会に準じた活動を行っています。

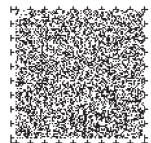
身近な市区町村社会福祉協議会では、高齢者や障がい者の在宅生活を支援する訪問介護や配食サービス等の福祉サービスを行っています。

### ※地域における成年後見制度の推進

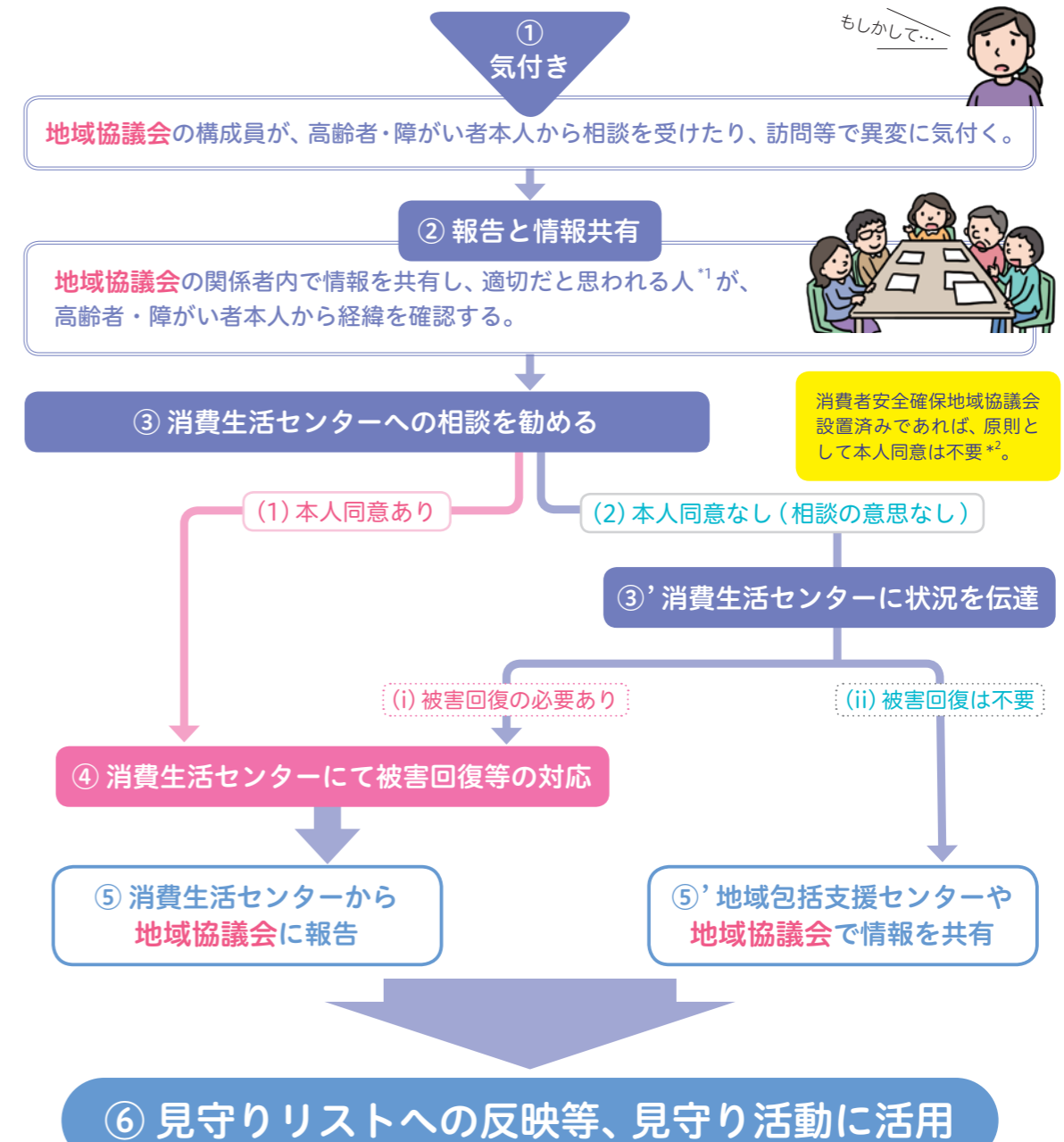
成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方に対して、家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行い、成年後見人等を選ぶことで、被後見人等の権利を守り、法律的に支援する制度です。成年後見制度の利用の促進に関する法律で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関として「中核機関」が位置付けられています<sup>\*4</sup>。具体的な相談窓口については、各市町村へお問い合わせください。

<sup>\*3</sup> 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第43条1項で、「市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。」と定めている。

<sup>\*4</sup> 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第23条第1項 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



## 地域協議会における高齢者・障がい者の消費者被害の 気付きから消費生活センターへのつなぎ方（例）



<sup>\*1</sup> その高齢者・障がい者を見守り消費生活センターにつなぐに際し適当と思われる者であり、状況によって立場等は異なる。

<sup>\*2</sup> 消費者安全法 第11条の4 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2項 略

3項 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4項 略

